

役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

社会福祉法人柊会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柊会（以下「当法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条および第18条の定めによる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款6条の定めによる評議員をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益を指し、費用とは、発生する交通費の経費をいう。

第2章 報酬等

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員に対して、理事会又は評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。ただし、理事において、当施設の職を兼務する者は、第1項は、適用しない。

2 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

3 同条第1項および第2項に報酬の支給の定めをするが、役員及び評議員、監事について報酬は無報酬とする。

(交通費)

第4条 理事会・評議員会及び監事会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、役員費用弁償規程に従い支払う。

2 理事において、当施設、本部事務局の職を兼務する者は、第1項は、適用しない。

(費用)

第5条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の

基準として、公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月11日より実施する。